

居宅介護支援重要事項説明書

居宅介護支援契約の締結にあたっては「居宅介護支援重要事項説明書」に基づいて説明を受け、その内容についてご確認のうえ、同意される場合は、当該書類に署名若しくは記名捺印をお願いいたします。

なお、心身の状況により、署名等又はご判断等に支障がある場合は、ご家族又は成年後見人等の方が代理で署名若しくは記名捺印等の契約手続きをお願いいたします。

1、 サービスの提供主体

居宅介護支援事業者	
名称	有限会社 ケイワ
代表者	野母 正道
所在地	千葉県花見川区千種町166-90
電話番号	043-258-0858

2、 事業所運営の基本方針

(1) ご利用者の心身の状況等に応じて、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事を目的として、必要な情報の提供、居宅介護サービス計画の作成、主治医等との連携、サービス事業者との連絡調整等、適切に行います。

(2) 居宅サービス計画に基づくサービス事業者の選定にあたっては、ご利用者およびご家族の希望を踏まえ、公正中立に行います。

3、 提供するサービスの内容

千葉県より居宅介護支援事業所の指定を受け、次の体制のもとに居宅介護支援を行います。

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	ケイワ介護サービス
所在地	千葉県花見川区千種町166-90
介護保険指定番号	居宅介護支援(1270200825)号
サービス提供地域	千葉市、 八千代市、 習志野市

(2) 営業時間及びサービス提供相談窓口連絡先

電話番号	043-250-5622
営業時間	月曜日～土曜日／午前9時～午後6時(日曜日、1/1～3を除く)
	* 居宅サービス計画の作成等のご依頼は、上記時間をお願いいたします。

(3) 緊急時又は24時間対応の電話番号 043-250-5622

(4) 事業所の職員体制(人数)

介護支援専門員	5人	うち管理者	1人
---------	----	-------	----

4、サービスの利用料金

(1) 利用料

利用料は、厚生労働大臣の定める基準による金額です（別紙ご参照）。
ただし、要介護認定を受けられた場合は、介護保険制度によって、国民健康保険団体連合会から事業者へ直接、全額支給されますので、利用者負担はありません。

(2) 償還払いになる場合

ア、介護保険料の滞納等により、国民健康保険団体連合会から事業者へ保険給付が支払われない場合は、厚生労働大臣の定める基準による金額の全額を、直接お支払いいただくことになります。

イ、この場合は、毎月15日までに事業所より前月分のご金額について請求させていただきますので、請求書をお受け取りになられてから、10日以内にお支払いいただきますようお願いいたします。

ウ、お支払方法は、現金又は銀行振込等の方法を契約時に決めていただきます。

エ、当事業所から領収書及びサービス提供証明書を発行いたしますので、ご利用者が保険者（市区町村）の窓口で、お支払いいただいた金額について直接請求をしていただくことになります。

(3) 交通費

介護支援専門員がご利用者のご自宅を訪問させて頂く時の交通費は、事業所が負担いたします。ただし、ご利用者の自宅が、当事業所が行う通常のサービスの提供地域外に所在する場合は、当該交通費の実費をご請求させていただくことがあります。

(4) 解約料

当契約は、いつでも解約することができ、これに伴う解約料が発生することはありません。

5、サービスのご利用方法

(1) サービスの利用及び契約の開始

直接相談窓口に来ていただくか、相談窓口の電話番号にお電話ください。事業所の介護支援専門員がご自宅に伺い、重要事項や介護保険制度のご説明後に「居宅介護支援契約」の締結を行い、居宅介護支援サービスの提供を開始させていただきます。

(2) 契約期間について

契約は、「居宅介護支援計画」の締結の日が開始日となり、ご利用者の要介護状態区分の有効期間が満了する日をもって終了いたします。

ただし、ご利用者から、終了することのお申し出がない場合は、次回の要介護状態区分の有効期限満了日までに自動的に更新されます。

（以後も同様の取扱いとなります）。

(3) 契約の終了

ア、ご利用者のご都合で契約を終了する場合

契約の解約について、事業所窓口にご相談ください。事業所より解約の手続き書類を送付いたしますので、お手数ですが必要事項をご記入のうえ、ご返送ください。

イ、事業所のご都合で契約を終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、ご利用者への居宅介護支援の提供を終了させていただきます場合、終了する1ヶ月前までに事業所より、文書でお知らせすると共に、サービスが中断しないよう、地域の他の居宅介護支援事業者を紹介させていただきます。

ウ、自動終了となる場合

次の場合は、自動的に契約は終了となりますのでご了承ください。

①ご利用者の希望によりご利用者が介護保険施設に入所された場合。

②ご利用者の要介護認定区分が要介護から要支援2又は要支援1若しくは自立（非該当）と認定された場合。

ただし、この場合は、担当地域の包括支援センターに、ご利用者の情報を提供する等、連携を取らせていただきます。

③ご利用者がお亡くなりになられたとき。

エ、その他

当事業所は、正当な理由なく、居宅サービスの提供を拒否することはありません。ただし、次の場合は、居宅サービスを中止させていただくと共に、ただちに保険者（市区町村）に連絡いたします。

- ①介護給付対象サービスの利用に関する指示に従わない等により、要介護状態の悪化をもたらす場合。
- ②偽りその他の不正行為によって保険給付を受け、または受けようとした場合。

6、個人情報の保護

（１）情報の保護および利用の制限

当事業所は、業務上知り得たご利用者及びご家族等の個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らす事はいたしません。

ただし、ご契約に基づくサービスを提供するうえで必要な場合、「個人情報使用同意書」に定められた範囲内で必要な情報を提供させていただきますので、予めご理解ください。

（２）個人情報の利用目的の変更

次に記載される事項に該当される場合は、必要とされる情報を提供するとともに、利用目的の変更についてご連絡いたします。

ア、法令に基づく場合

イ、人の生命、身体又は財産保護のために必要であって、事前に同意を得る事が困難であるとき。

ウ、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、ご利用者の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（３）守秘義務の継続

守秘義務は、ご利用者と事業者の契約が終了した後も遵守いたします。

7、事故発生時の対応

（１）事業所は、ご利用者に対するサービスの提供に関して事故が発生した場合には、直ちにご利用者又はご家族にご連絡いたします。合わせて、保険者（市区町村）にも連絡を行い、事故の原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

（２）事業所は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

8、虐待の防止及び身体拘束等の適正化に関する事項

事業所は、利用者の権利の擁護・虐待等防止をより推進する観点から、次の各号に掲げる措置講じるものとします。

- (1) 虐待防止、又身体拘束等の適正化するための従業員に対する研修の実施。
 - (2) 利用者及び家族からの虐待防止、又身体拘束等の適正化するための体制、指針の整備。
 - (3) 虐待防止（身体拘束を含む）のための委員会の開催等を定期的に行う。
 - (4) 事業所はサービス提供中に、養護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを保険者（市町村）に通報するものとする。
- 虐待防止及び身体拘束の適正化に関する担当者：野母とし子

9、衛生管理について

感染症が発生し、まん延しないように検討する委員会を設け、感染症の予防及びまん延防止のために指針を整備し、事業所職員に対して研修会及び訓練を定期的の実施します。

10、災害時の事業継続の取り組みについて

感染症のまん延や大規模自然災害が発生した場合でも、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するために業務継続に向けた計画の策定、研修の実施、訓練を年に2回以上実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて、業務継続計画の変更を行います。

11、サービス内容に関する相談・苦情の対応体制

(1) 次の事項について、ご相談や苦情がある場合、事業所の窓口までご連絡なくお申出ください。

ア、事業所が提供するサービスについて。

イ、居宅サービス計画に基づいて提供している各種サービスについて。

(2) 営業時間及びサービスの提供相談窓口連絡先

所在地	千葉市花見川区千種町166-90
電話番号	043-250-5622 FAX番号 043-250-5623
営業時間	月曜日～土曜日／午前9時～午後6時 (日曜日、1/1～3を除く)
担当者・氏名	野母 とし子

(3) 当事業所窓口以外でも、ご相談や苦情などについては、下記の窓口でも受け付けています。

千葉県健康福祉部 保険指導課	所在地	千葉市中央区市場町1-1
	電話番号	043-223-2456
	受付時間	午前9時～午後12時 午後1時～午後4時30分 (土・日・祝日、年末年始は休業)
千葉市保険福祉局 高齢障害部 介護保険課	所在地	千葉中央区千葉港1-1
	電話番号	043-245-5064
	受付時間	午前9時～午後5時 (土・日・祝日、年末年始は休業)
千葉県国民健康保険 団体連合会 介護サービス苦情の相談窓口	所在地	千葉市稲毛区天台6-4-3
	電話番号	043-254-7409
	受付時間	午前9時～午後5時 (土・日・祝日、年末年始は休業)

(4) 相談・苦情の対応方法

ア、相談・苦情のお申し出があったときには、お申し出の内容について、真摯に受け止め懇切丁寧に対応いたします。

イ、お申し出内容につきましては、正確に把握するために、ご利用者の自宅にお伺いし、関係する方々に直接確認を行う場合がありますのでご了承ください。

ウ、対応結果につきましては、文書又は、口頭で回答させていただきます。なお、必要に応じて、市区町村に報告いたします。

12、アセスメント及び居宅サービス計画の作成方法

(1) 使用するアセスメントの方法

全社協方式によりアセスメントを行います。

(2) 居宅サービス計画の作成方法

MAPSシステムを使用して作成します。

13、過去6カ月のサービス割合、同一事業所提供割合を説明・公表

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

以上
令和 年 月 日